

「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年3月23日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後1時30分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、お手元の資料の次第でございますとおり、アーチェリー会場（夢の島公園）につきまして、評価書案に係る意見見解書の報告がございまして、その後、評価書案の項目別審議及び総括審議をお願いいたします。

それでは、ここからは会長に進行をお願いいたしたいと存じます。

○柳会長 はい。皆さん、こんにちは。

それでは、早速ですが議事に従って進めてまいります。

議事1、アーチェリー会場（夢の島公園）についてです。評価書案に係る意見見解書についての報告をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 では、私のほうから御報告をさせていただきたいと思います。

アーチェリー会場（夢の島公園）につきまして、意見見解書をまとめましたので、その御説明をさせていただきます。

アーチェリー会場の評価書案につきましては1月18日に環境局長のほうに、私どもオリンピック・パラリンピック準備局から提出させていただきまして、同時にホームページなどで公開をいたしました。

その後、この評価委員会におきましても1月20日に意見聴取の手続をさせていただいたところでございます。評価書案を1月18日に公表した後、都民の方からの意見募集ということで3月2日まで45日間行っておりました。今回、その中で2件の御意見をいただきましたので、それにつきましての見解書でございます。いただいた御意見に対する見解書につきましては3月15日に環境局長のほうに提出し、あわせてホームページで公表しているところでございます。

す。

では、お手元に資料としてございますアーチェリー会場の意見見解書を御覧ください。一番薄い冊子でございます。その中の19ページをお開きいただければと思います。いただきました御意見は2件、2者の方からいただいておりますけれども、緑に関する御意見や、公共交通へのアクセシビリティに関する御意見、交通安全に関する御意見などをいただいております。それぞれ簡単に御説明いたします。

緑に関する御意見といたしましては、良好な樹木の伐採などは最小限にするよう努めるべきである、という御意見をいただいているところです。これにつきましてアセスメントの実施者といたしましては、計画地内に存在する樹木につきましては、健全度が良好で樹形のよいものを中心に樹木の生育環境として適切な密度で移植を行い、良好な樹木の伐採は最小限とする計画であるという見解を示してございます。

それから公共交通へのアクセシビリティに関する御意見といたしましては、大会時の観客のアクセシビリティにつきまして改善が必要と思われる点などの御意見を頂戴しております。これに対する見解といたしましては、まず評価書案の見解ですけれども、ここでは工事中における公共交通へのアクセシビリティにつきまして、アクセス性の確保を指標として評価を行い、工事車両の通行に伴って公共交通からのアクセス経路が阻害されることはないということから、指標を満足すると考えたものでございます。頂戴いたしました御意見につきましては、今後、大会時の観客のアクセシビリティなどについて国や組織委員会とともに協議会を設置して現在、検討・策定を進めております「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」というものがございますが、こちらのガイドラインに沿って、都有施設については必要な整備を行ってまいります。また必要に応じて駅などの改修につきましても施設管理者などに働きかけて十分なアクセシビリティが確保できるよう検討を進めてまいります。

それから交通安全に関する御意見といたしましては、工事の作業員の方々の通勤用の自転車の放置を防止してほしいという御意見や、それから工事用車両の増加に伴って交通事故や渋滞などの発生が予想されますが、それらの防止に関する御意見を頂戴しております。これらにつきましては、評価書案では交通安全については現在の歩道と車道の動線の分離状況を指標として評価を行いまして、工事車両の通行に伴って現況が変化することはなく交通安全が確保されることから指標を満足すると判断しているところでございますが、工事の実施に当たりましては施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導するとともに、それ以外につきましても十分な駐輪スペースが確保できるよう、自転車放

置の防止を図ってまいります。また交通ルールの遵守などの徹底はもちろんのことですが、交通整理員の配置などにより、交通事故の防止の徹底や周辺交通への影響の低減に努めていくという見解を示してございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問等はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 アクセシビリティのところ、ガイドラインの策定を協議会で進められているということですが、いつごろ固まって、いつごろ公表されるのかという情報はありますか。

○西沢施設輸送計画課長 はい。こちらにつきましては段階を追って今つくっておきまして、ハードの整備にかかわる部分、暫定版のハード部分に関する基準だけは既に公表されております。先月ぐらいだったでしょうか、日付は失念いたしましたが出ております。ソフト面などの対応も含めた全体の完成版につきましては、また改めて、この1年以内ぐらいにはできるものと聞いております。暫定版はたしか公表していたと思いますので、見られると思います。

○柳会長 ほかに、いかがでしょうか。

特にないようですので、次に評価書案の項目別審議に入りますが、審議は中項目ごとに行います。初めに大項目分類の環境項目における中項目、生態系の小項目、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑についての審議を行います。

こちらは興水委員に検討をいただいております。

それでは、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 お手元の資料、右肩に資料1と書かれている審議資料を御覧ください。資料1でございます。

項目につきましては生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）の項目でございます。担当は興水委員でございます。なお、この意見につきましては事前に担当の委員、この場合は興水委員になりますけれども、担当の委員と事前に調整・検討をしまして取りまとめた意見案ということになってございます。こちらを読み上げさせていただきました後に、事前協議の経緯についても若干補足説明をさせていただきたいと思っております。

意見でございます。

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

計画地内の樹木を公園内で外来種の生育箇所に移植する計画としており、外来種対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとしている。このことから、移植は適切な時期に行い、良好な生育を維持するよう管理に努め、フォローアップ調査で確認すること。

意見については以上でございます。

評価書案の38ページを御覧ください。38ページに現在の植生図がございます。こちらの植生図、真ん中に薄緑色のコロシム状のくぼ地、広場があります。こちらを取り囲むようにほぼ正方形の赤い破線があると思いますけれども、ここが計画地ということになりまして、この計画地で囲まれている濃い緑、あるいはちょっと濃いめの黄緑色、このあたりが大体樹木ということになりまして、これを伐採するということになります。

引き続き13ページを御覧ください。13ページには緑化計画が書いてございます。13ページの「(7) 緑化計画」でございます。こちらの2段落目のところ、「このことから」以降を読ませていただきます。

計画地内に存在する樹木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキ、サクラ、トチノキ等の健全度が良好で樹形のよいものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うこととした。この結果、計画地内における樹木480本について、40本を移植し、440本を伐採する計画となった。

という緑化計画となっております。

これらのことを踏まえまして、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、これら共通でおおむね同じような評価が載っているのですけれども、参考までに95ページの緑の評価を御覧ください。95ページの「(2) 評価の結果」というところの2段落目になります。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、外来種に関する対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとともに、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性の向上にもつながるものとする。

というような評価をしているところでございます。

これらを受けまして、意見のほうに戻りますけれども、この移植に関してはケヤキ、サク

ラ類、トチノキ等の樹木診断を行った木、40本につきまして適切な時期に移植を行ってきちんと根づくようにしてくださいという意見を添えているというものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日、興水委員は御欠席ですが、ただいまの事務局の説明のとおりと伺っております。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 13ページにはちゃんと書いてありますが、この意見書のほうでは外来種を伐採するというのがはっきりしない。また、伐採440本のうち外来種はどのくらいの数になるのでしょうか。

○オリパラ準備局 外来種自体は半数以下です。

○千葉委員 そうすると、生育状況が悪いけれども本来の木の伐採が大多数ということですか。

○オリパラ準備局 現場で御覧いただいたように、外来種以外にも公園内の密集した、密植になっているようなもの等を含めまして、今、そこで生育していることで良好ではないなどという状態の樹木の箇所を中心に移植地として伐採して取り組んでいくという計画になっております。

○千葉委員 分かりました。

○柳会長 よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

山本委員、最初にどうぞ。

○山本委員 意見ではなくて質問ですけれども、この意見の2行目あたりに「このことから、移植は適切な時期に行い」というところがあります。「外来種対策に寄与し、適切な生態系の保持につながる」としている。このことから」というつながりですけれども、この「適切な時期」というのは、特にこういう時期にやるとそういうことがうまくいくというニュアンスにとれるのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 はい、おっしゃるとおりです。工事の時期を直接的に書いたものというのが余りないのですけれども、14ページを御覧いただきますと、施工計画の工事工程が横棒のグラフで載っております。こちらはいわゆる工事の月数でありまして、工事が0カ月目から30カ月目ぐらいまでかかりますよという図になるのですけれども、こ

の工事に着手をするというのが大体夏前ぐらい、6月とか7月とかそのぐらいになるのかなと思うのですけれども、そのぐらいから工事を始めまして、樹木の移植が大体12カ月後ぐらいまでにかけてやるのですけれども、そうしますと大体冬の寒い時期や夏の暑い時期ぐらいが当たる可能性があるのですけれども、大体その夏の暑い時期と冬の寒い時期を除いた中間期ぐらいに移植するのが樹木にとって優しいということです。例えば春ですとか、あるいは冬が終わった後あたりが望ましいというようなことで、「適切な時期」というのを入れることにしております。

○山本委員 分かりました。ありがとうございました。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 ちょっと質問です。「外来種に関する対策に寄与し」ということですが、どういう意味で寄与するのかというのが、ちょっと分からない。トウネズミモチを伐採するということが外来種対策の主たるものなのか。そこが空くから、そこに在来種の緑を移植するというようなニュアンスで捉えたらいいのか。その辺が少し理解できない。正確にどういう意味合いなのか理解できないので、御説明いただければと思いました。

○オリパラ準備局 先ほどの14ページのところに、外来種は伐採してスペースを確保し、そこに植樹をするというようには書かれています。

○中杉委員 だから具体的に、その伐採することが外来種対策なのか。そうするとそこが空くから、そこに入れるという話で、逆に言えば緑を補完するというような意味合いになるわけですね、移植という話で言えば。ちょっと、その辺の趣旨が。こういうものを移植すると生態系のあれとして競争で打ち勝って行って、トウネズミモチが衰退するという意味合いなのか、その辺のところは少し明確でなかったもので、御説明いただければと思ったわけです。多分、想像するには、伐採するということがトウネズミモチの駆除につながるという意味合いではないかとは想像していて、半分は興味もあって、実際にはどちらでもいいと言えどどちらでもいいような話なのですからね。

○オリパラ準備局 御回答いたします。お察しのとおりでございまして、一義的にはトウネズミモチを伐採するということが寄与するものと認識しております。

○柳会長 ほかに、いかがでしょうか。

この文章からいくと、外来種の生育場所に移植するというのは、計画地内の樹木を公園内で外来種を伐採した後の生育箇所に移植するというふうに言えば、外来種と通常の移植した樹木が競合して生育してそれで対策を行うというのではなくて、伐採したところにまた植栽

をするので、スペース的にはもう外来種が入ってこないように、ある意味では封じ込めてしまうというような意味合いで書いたのだということがもうちょっと分かるように記載したほうが誤解がないのではないかという気はします。それが中杉委員の指摘したところですね。

○中杉委員 単なる表現ですので、表現ぶりとしては、これでも結構かなとは思いますが。

○柳会長 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑につきましても指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いてアメニティ・文化のうち、小項目の「自然との触れ合い活動の場」についての審議を行います。こちら奥水委員に検討をしていただいております。

それでは「自然との触れ合い活動の場」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。

審議資料、「項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）」、担当は奥水委員でございます。意見につきましても2点ございます。先に2点読み上げさせていただいてから、同じように説明をさせていただきたいと思っております。

【自然との触れ合い活動の場】

1 円形広場及び臨海散策コースの一部がフィールドに改変され、工事中は利用できなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じている。このことから、事業の実施前より案内看板等で周知するなど、来園者への影響を最小限に抑えること。また、臨海散策コースの工事中の代替路及び改変後のルートについて、具体的に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。

なお2番につきましては、交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）と共通の意見となっております。

まず1番、1点目につきまして補足の説明をさせていただきます。105ページを御覧ください。105ページのほうに、自然との触れ合い活動の場までの利用経路の図がございます。こちらの、同じく赤の破線で囲われているところが計画地ということになりまして、計画地の中、円形広場と書かれています。こちらがいわゆる広場として自然との触れ合い活動の場となっているということに加えて、円形広場の、ちょうど時計で言うと3時から6時のあたりが茶色

に円弧状に塗られていますけれども、こちらが左下の凡例の右下、臨海散策コースということで茶色の線が書かれていますけれども、この臨海散策コースに一部含まれているということでございます。

続いて109ページを御覧ください。自然との触れ合い活動の場のミティゲーションでございます。先ほどの円形コロシウムを含む計画地につきましては、ミティゲーションの「(1) 予測に反映した措置」ということで、フィールドには約17,000㎡の張芝を行う計画としているということで、工事後には芝生を張ることが書かれています。一方で、散策路につきましては今後どのように変わるのかが書かれていないということで、その後の利用についてどのようになるのかを記述してくださいということが書かれています。

また、工事中につきまして、当然、芝生の広場が使えなかったり円形広場が使えなかったり、あるいは散策路も工事中は当然通れませんので迂回路を設定するなどする必要があるのですけれども、工事中の案内などについても周知をしてくださいということを書いています。

2点目につきまして、143ページを御覧ください。この自然との触れ合い活動の場を活用される、いわゆる一般の来園者のアクセス経路でございます。新木場駅を一つの起点としていますけれども、北上しましてゆうかり橋という橋を上ってから公園に入るルート。それから少し北に行きまして夢の島バス停と書かれているところのちょっと下に赤い丸があると思います。この赤い丸は信号機なのですけれども、この信号機のところから右折をしてぐるっと公園の中の既存駐車場、アーチェリー会場の下のところに既存駐車場がございますけれども、こちらに来て、既存駐車場から階段を上るルート。あるいは北のほうのかもめ橋というところから来るルートがございます。

それに対しまして16ページのほうに車両のルートが書いてございます。16ページを御覧ください。広域の地図になっていますので公園の近傍がちょっと小さいのですけれども、工事用車両につきましては、都道306号王子千住南砂町線（明治通り）、あるいは臨港道路新砂・夢の島線を通りまして、右折してさらに右折をして、ぐるっと南側を回って既存駐車場を通り越えて敷地の裏側からぐるっと回り込むというような車両の動線が通っていますので、一部、一般車両が既存駐車場を使うところと交差したり、歩行者と車両が交差したり、あるいは近くを通ったりということがあり得ます。

このようなことを含めまして、歩行者あるいは一般来園者の方と工事用車両が交差することのないよう、適切に交通整理員等を配置してほしいというような意見をつけてございます。

それから今回、この1点、2点の意見をつけていまして、この意見と直接は違うのですけれども、興水委員から参考の御発言をお預かりしていますので、ちょっと読み上げさせていただきます。今回の評価書案につきましては、大会開催前のいわゆる盛土の工事がアセスの対象ということになっておりまして、大会後の、いわゆる後利用につきましては対象外ということになってございますけれども、一言、自然との触れ合い活動の観点から述べておきたいということです。

本事業では、夢の島公園の円形広場をアーチェリー会場に整備することから、現状の広場という憩いの場からアーチェリー施設というスポーツ・文化施設へと用途が変わるため、夢の島公園の従来の利用者に十分配慮して事業を行ってほしい。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日、興水委員は御欠席ですが、ただいまの事務局の説明のとおりと伺っております。

それでは、これに対する御意見、御質問はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 資料2の2番目の意見は交通の項目と共通の意見ということになっておりまして、これは私もそういう意見を述べた立場であるわけですが、改めてこの評価書案を見ていて、若干やはり不思議に思いましたのは、自然との触れ合い活動の場に対する阻害とか消滅とかそういう観点から見た場合には、大気質や騒音などが問題になり得るという認識でこの図書はつくられているのですけれども、一方で大気質も騒音も、予測評価項目として選定していないという状況がありまして、本来はそれでは矛盾しますので、自然との触れ合いの観点から問題になるのであれば、やはり環境負荷が問題になる可能性があるという認識で本来は事業者サイドにやっていただく必要があったことだろうと思います。

これはそれ以前の段階でもう了解したことです。これ以上言うと事務局が困りますから、これだけの発言にしておきますけれども、今後のこともありますし、まだこのオリパラのアセス自体も続いていくものでもありますので、こういうのはやはり論理矛盾でもあるので、少し事務局で意識にとどめておいていただきたい。今回はこれで了解しましたけれども、今後のためにちょっと発言をさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 今回はこの自然との触れ合い活動の場そのものが工事現場になってしまうということですね。騒音も振動も、工事中的車両が計画地の周囲に及ぼす影響として捉えてきたわけですが、確かに片谷委員がおっしゃるように、触れ合い活動の場という観点からすると、ある程度一定の配慮をしてもよさそうだなというのはあると思います。しかし、これまでのそういう手順であるとか手引きであるとか、そういうことから考えると余りこういうのはなかったケースであり、これを変えろというわけではないのですけれども、一言、十分配慮していただきたいということだけは申し上げておきます。以上です。

○柳会長 ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、事務局から。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今いただいた意見につきまして、明確な答えを持ち合わせているわけではないのですけれども、108ページを御覧いただけますでしょうか。自然との触れ合い活動の場につきまして、一番初め、予測というところの「(1) 予測事項」ということで1)～3)がございまして。自然との触れ合い活動の場につきましては、この1)～3)、いわゆる触れ合い活動の場がなくなるか、あるいは改変されるか、活動の阻害があるのかどうか、あるいはそこに行くまでの経路に対して何かしら支障があるのかどうかという3点から見えておまして、そういう意味では比較的定性的な評価項目となっておりまして、車両の台数が多いとか少ないとか、そういったものは、交通安全の項目も同じなのですけれども、余り量では評価をしないような項目になってございます。

ということですので、大気なり騒音・振動につきましては、一応、周辺の道路交通量に比べて極めて寄与度が低いことや、あるいは絶対値としての数字もそれほど工事の規模が大きなくて工事用車両の台数が少ないとか、そういったこともあって今回は評価しないということにしているのですけれども、この定性的な評価の項目については残っているという形で、ちょっと取り上げ方に差が出ているということでございます。

こういうことにつきまして、やったほうが良い、やらなくて良いというもの、なかなか線を引くのは難しいところなので、このようなことが今後あった場合には、きょうの意見を踏まえながら、また委員の皆様と相談しながら、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、御意見がほかにないようですので、自然との触れ合い活動の場につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、資源・廃棄物の小項目の「廃棄物、エコマテリアル」について審議を行います。こちらは谷川委員に検討をいただいております。

それでは、「廃棄物、エコマテリアル」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3をご覧ください。審議資料、「項目：資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）」。担当は谷川委員。意見につきましては廃棄物とエコマテリアルが1点ずつということになります。順に読み上げさせていただきます。

【廃棄物】

- 1 伐採樹木について、さらなる利用用途の拡大に向けた検討を行うこと。

【エコマテリアル】

- 2 盛土材等へのエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上でございます。

まず、廃棄物につきまして、先ほど御覧いただいた植生図が38ページでございますけれども、38ページで先ほどお示ししましたとおり、計画地内にある480本の木のうち40本を移植するということですので、440本は伐採ということになります。その440本の伐採したものにつきまして廃棄物として出るということになります。118ページをご覧ください。118ページの予測の一番下、「(5) 予測結果」というところがございます。こちらの2段落目に伐採木の利用について書いてございます。

伐採木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討し（中略）再資源化等率は99%以上になると予測する。

ということで書いてございます。

これに対する意見としまして、いわゆるチップ化なりサーマルリサイクルというような用途のほかに、もう少し別の伐採木の利用用途の拡大について検討いただきたいという意見がございました。

続いてエコマテリアルでございますけれども134ページのマティゲーションをご覧ください。このマティゲーションの「(1) 予測に反映した措置」の項目の1点目、「盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である」ということ。それから「(2) 予測に反映しな

かった措置」の一番最後、「エコマテリアルの使用状況の確認については、フォローアップで確認する」ということをございます。今回は盛土の工事、円形コロシアムの計画地がくぼ地になっていますので、そちらを土で埋めて平らな土地にするというのが工事の主体ということになりまして、余りごみが発生したり上に物が建ったりということがないので、盛土材がエコマテリアルの主要な材料ということになりますので、盛土材について、意見のようにきちんとフォローアップもしてくださいということを書いてございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日御担当の谷川委員は御欠席ですが、事務局のただいまの説明のとおりと伺っております。

それでは、この意見について何か御意見、御質問等をございますでしょうか。

どうぞ、中杉委員

○中杉委員 今、課長から御説明があったように、ここは基本的に埋めるので、建設発生土が出ないというのが原則だろうと思いますので、このとおりで結構だと思いますが、切り回しをしますので、建設発生土で外に出さなければならないような事態が起こったときには、ここはもともと周りをごみの関連の場所でありまして焼却施設もありますので、ちょっとそういうときには建設発生土の移動について十分配慮していただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 谷川委員の御意見に全く異論はないのですけれども、廃棄物の伐採樹木についてマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルが併記されているのですけれども、せつかくの、多分、割といい樹木があるところだと思いますので、燃料にしてしまうのはかなりもったいない話で、さらなる利用用途の拡大という表現でいいのですけれども、できる限り燃やさずに有効活用するというような観点も御配慮いただきたいということで、そういう意見を伝えていただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私は専門ではないのですけれども、伐採木について害虫がいるとか病気を持っているというのがあると、それを切った後、うまく処理しておかないと、後の残ったところに悪さをすることもあるので、切る時期なども関係するかなとちょっと思うのですけれども、その辺も十分配慮されたらいいかなと思います。私は専門ではないのですけれども、よく伐採木をチップ化してその場所にばらまいてまた肥料に戻すということもあるので、伐採する時期によっては虫がそのまま幼虫のまま残ってしまうので、それがまた出てきて、ほかのものに影響を及ぼすというような話もあるようです。ですから、そういう心配のないようにしていただければと思います。意見です。

○柳会長 事務局のほう、何か補足はありますか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 いただいた意見につきましては、今、アセス実施者がおりますので、事業者のほうにしっかり伝えてまいりたいと思います。

○柳会長 ほかに、いかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、廃棄物とエコマテリアルにつきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

引き続き、大項目分類の社会・経済項目の審議を行います。社会・経済項目のうち中項目、交通の小項目、「公共交通へのアクセシビリティ、交通安全」についてですが、この項目は片谷委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは資料4をご覧ください。審議資料、「項目：交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）」。担当は片谷委員です。意見につきましては、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全、共通で2点ございます。

【公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

1 周辺地域における工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

2 公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。

2点目につきましては、アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）と共通ということでございます。

なお、1点目につきましては、いわゆる公園の周囲の道路等のお話をさせていただきまして、2点目につきましては公園内のお話ということで整理をさせていただいております。

2点目につきましては、先ほど自然との触れ合い活動の場で説明したとおりでございますので説明は省略させていただきまして、1点目について若干補足をさせていただきます。

145ページを御覧ください。公共交通へのアクセシビリティの評価、「(2) 評価の結果」でございますけれども、こちらの2段落目、中ほどにございますように「夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定しアクセス経路を確保する」としてございます。

また153ページを御覧ください。今度は交通安全の評価が書いてございます。「(2) 評価の結果」の2段落目になります。読み上げは割愛しますが、ほぼ交通安全についても先ほどのアクセシビリティと同じような評価が書いてございます。

それから前段で意見見解書のほうを御覧いただいて説明させていただいたのですが、もう一度その意見見解書の19ページを御覧ください。意見見解書の19ページの下の方、交通安全の項目でございます。こちらの交通安全の左側の意見のほうの(1)の下から2段落目、「会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車または自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースの確保を実施していただきたい」ということで、いわゆる作業員の駐輪・駐車スペースについては確保してください、違法駐車のようなことがないようにしてくださいということが書かれています。

それから20ページに行きまして、工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、「交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を徹底していただきたい」ということで意見を出されていますので、こうした意見が出ていることから、きちんと対応してくださいということで意見を述べているということでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは片谷委員、ただいまの説明につきまして何か補足することはございますでしょうか

か。

○片谷委員 そんなに補足するほどのことはないのですけれども、1番目の意見はこのオリパラアセスのほかの会場の案件でもおおむね同じようなことを申し上げておりまして、会場によらず共通する留意事項であろうと思っております。

2番目は、今、説明がありましたように、主に公園内の来園者のアクセスと安全の問題ということで、もちろん安全配慮は必要で、仮柵で仕切ったりというようなことが行われると予想されるのですけれども、ちょうど今、第二庁舎の下を工事してしまして、きょうも皆さん、入ってこられるときに何かちょっと遠回りさせられて歩いてこられた方が多いと思うのですが、あのレベルならまだいいのですけれども、やはり歩行者優先が忘れられると、工事用車両のために歩行者が大幅に遠回りをさせられるようなことが起こらないとも限らない。第二庁舎の入り口のレベルなら許容範囲だろうと思えますけれども、そういうところの配慮が必要であろうということで、こういう意見を出させていただいているということでございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見について何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、公共交通へのアクセシビリティ、それから交通安全につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

アーチェリー会場（夢の島公園）の項目別審議につきましては以上ですが、よろしいでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 現地を視察させていただいたときに非常に感じたのは、熱中症対策をどうするかということです。今この委員会で、今の段階で申し上げるのは不適切かもしれませんが、どこの会場も医務室をつくると思うのです。アスリート用と一般用の医務室。一般用の一時休憩所のような、救急車で運ばれるほどではないけれども、すぐには動けないというような、そういう人がかなり出るのではないかと思うので、そういう場所の確保もしておかなくてはいけないのではないか。会場視察をして、ここだけではないのですけれども、ほかの会場でもそういうことを感じました。

○柳会長 ありがとうございます。

その点について事務局から、何か補足説明はありますか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 恐らく大会開催時の話になるかと思いますので、

仮設物の配置の計画になります。今の医務室はまさに仮設物になると思うのですが、そのほかにも、そもそも熱中症になりづらいような対策が必要になってきます。そういう熱中症対策などについても、今、都のほうでも検討したりしていますので、そういったこととあわせて、恐らく大会開催中のアセスメントということで、この中で取り上げていくことになると思います。今の御意見を踏まえて、またその大会開催中のアセスが出ましたら御審議いただければと考えてございます。

○柳会長 千葉委員、それでよろしいでしょうか。

○千葉委員 はい。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 言わずもがなのことかもしれないのですが、ちょっと気になったので申し上げます。25ページ、選定しなかった項目で、史跡・文化財を選定しなかった。これはもう当然ですが、この中で「工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には」云々と書いてあります。私はずっと、オリンピック関係及びそれ以外の埋め立て地でも、船舶交通の要衝であるから何か出てくることがあるかもしれないので注意してほしいと申し上げてきたのですが、今回の場合、埋め立て地の上にさらに埋め立てるということですので、これは全くゼロなわけです。書いてもらっていけないということはないので、書いてもらうことはありがたいのですが、同じ埋め立て地の建設についても、可能性の濃い、薄い、ということがあるということは理解していただけたらということを一言申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

ほかにないようですので本案件の項目別審議を終了し、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5を御覧ください。評価書案についての意見の案ということでございます。

読み上げさせていただきます。

(案)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年1月20日に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

以下につきましては、本日御審議いただいた各項目についての意見がついてございますので、読み上げは割愛させていただきます。一番最後に審議結果についての付表がついてございますけれども、こちらについても読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で意見書のかがみを配付してください。

（意見書かがみ文配付）

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、かがみ文を読み上げさせていただきます。

27東環評第4号

平成28年3月23日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案について（意見）

平成28年1月20日付27環総政第920号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど読み上げた資料5のとおりでございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、この評価委員会意見を東京都環境局長に提出することとします。

そのほか、本日の事務局からの説明について、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

それから今回の審議において、事業者に留意すべき意見が幾つか出ましたので、今後の図書の作成の際、事業者に適切に指導するように指示をお願いしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ、中口委員。

○中口委員 きょうは出番がなくて時間もありますので発言させていただきます。本委員会とは直接関係ない話になるかと思いますが、一言コメントさせていただきます。

最近、江東区の生物多様性の維持や創造にかかわっておられるNPO、市民団体の方とお話しする機会がありまして、江東区ではオリンピックが開かれることについて一部で非常に盛り上がりを見せていて、スポーツ活動ももっと盛んにしていこうというようなことで、それは結構なことだけれども、公園の樹木を伐採して、それで運動スペースをふやすというようなことを、はっきり正確には覚えていないのですけれども、区民からの要望があったのか、あるいは区の担当部局がそうしようとしているのか、その辺は記憶が定かではないのですけれども、そのような動きがあるのを非常に危惧しているというようなお話を聞きました。

本委員会には関係ないのですけれども、今のことに関して2つの問題点があると思います。1つは直接この評価委員会にかかわるような、会場ではないところで、このオリンピック・パラリンピックの開催に波及して起こる環境影響について、特に小規模なもの、そういったも

のについて何らかの対策が必要だけれども、現状では多分それがないのだろうと思います。それが1点目です。

それからもう一つは、これはアセスの手法自体の課題だと思いますけれども、今の問題はここで言う社会・経済項目のスポーツ活動のところについてはプラスの影響があるけれども、それに伴って環境項目のほうの生物・生態系の項目に対してマイナスになる、そういう項目間のかかわりですね、そこの部分を、多分この指標ではなかなか評価できないのではないかという気がします。

以上、問題点としてコメントさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの中口委員のコメントについて、何か事務局からありますか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、こうでございますと言える、はっきりとした答えは持ち合わせていないのですけれども、一点目の、会場外のいろいろな周辺の活動に対するアセスメントというのは、なかなか、都のというか、オリンピック・パラリンピックアセスの、このいわゆる本体として間口を広げるには、ちょっと幅広過ぎるのかなという気がするので、望ましいけれどもなかなかそこまでは扱い切れないという意味で、多分、明確なお答えができるほどはやれないかなという気もしますけれども、課題として預かりたいと思います。

それから2点目、アセスの手法はもうおっしゃるとおりでして、プラスの面とマイナスの面というのが必ず出てまいります。基本的に都のオリパラアセスにつきましては条例アセスに準拠するというのを基本にしつつも、社会・経済項目なども見ていきましょうという、トライアルという面も含めた独自のアセスでございますので、逆に言うとマイナスのインパクトだけ、いわゆる生物・生態系にはマイナスのインパクトが完全には消せないもので、何かしらあると思うのですけれども、それだけではなくてプラスの面もあるというのを総体で捉えた場合どうなるのかということ、今回のこのオリパラアセスを通じて検証なりをして、いわゆる総合評価のようなものはどうあるべきかということも含めて、今後、御意見を交わしながら、よりよい形にしていければと考えてございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 以前、私も東京都のアセスにかかわっていたのですけれども、感じたのはやは

り環境影響評価制度があるがために街に緑がふえてきたという、そういういい効果もあるということで、非常に歓迎していたのです。生物・生態系もそうだし、小鳥の休む場所ができるといったこともあります。今のこの東京オリンピックアセスで建物を建てるとか工事をしていることですが、伐採というのももちろんあるけれども緑をふやすという努力も多分されていると思うので、その辺をもっと強調していただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御発言がほかにないようですので、これもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午後2時35分閉会)